

令和5年第2回五霞町議会臨時会会議録

令和5年5月15日（月曜日）午前10時01分開会

議 事 日 程（第1号）その1

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第1号 議長の選挙

議 事 日 程（第1号）その2

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第 5 選任第1号 常任委員会委員の選任
- 日程第 6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 7 発議第3号 広報編集特別委員会の設置
- 日程第 8 発議第4号 五霞町議会堤防強化事業対策特別委員会の設置
- 日程第 9 選挙第3号 さしま環境管理事務組合議会議員の選挙
- 日程第10 選挙第4号 利根川栗橋流域水防事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 選挙第5号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第12 選挙第6号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙
- 日程第13 議案第29号 五霞町監査委員の選任同意
- 日程第14 承認第1号 専決処分の承認について
(五霞町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第15 承認第2号 専決処分の承認について
(五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第16 承認第3号 専決処分の承認について
(令和5年度五霞町一般会計補正予算（第1号）)
- 日程第17 承認第4号 専決処分の承認について
(令和5年度五霞町一般会計補正予算（第2号）)

追 加 議 事 日 程

追加日程第 1 閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	猿 橋 正 男 君	2 番	小野寺 宗一郎 君
3 番	黛 丈 夫 君	4 番	山 本 芳 秀 君
5 番	植 竹 美智雄 君	6 番	新 井 庫 君
7 番	伊 藤 正 子 君	8 番	宇 野 進 一 君
9 番	鈴 木 喜一郎 君	10 番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	知 久 清 志 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	森 田 恵美子 君	総 務 課 長	鳩 貝 浩 之 君
まちづくり 戦 略 課 長	古 郡 健 司 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	曾 根 正 明 君
都市建設課長	大 橋 勝 君	産業課長兼 農業委員 事務局 長	笈 沼 光 行 君
上下水道課長	園 田 和 則 君	教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 村 聖 市	書 記	田 中 孝 平
		書 記	伊 藤 弘 美

◎臨時議長紹介

○議会事務局長（松村聖市君）おはようございます。

ただいまより、令和5年第2回五霞町議会臨時会が開催されるわけですが、本日は一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、伊藤正子議員が年長議員でありますので、御紹介を申し上げます。

伊藤正子議員、議長席へ御着席をお願いいたします。

〔臨時議長 伊藤正子君 議長席に着く〕

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○臨時議長（伊藤正子君）おはようございます。

ただいま御紹介いただきました伊藤正子です。

地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を務めさせていただきます。

議長選挙が終わるまでの間、まことに不慣れではありますが、何とぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は全員出席の10名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第2回五霞町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程その1に従いまして進行させていただきます。

ここで傍聴の皆さんにお願い申し上げます。

本日の会議は、役場庁舎内に映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの方は電源を切るかマナーモードへ切りかえをお願いいたします。

◎町長挨拶

○臨時議長（伊藤正子君）ここで町長挨拶。

それでは、開会に当たり、町長の御挨拶をお願いいたします。

知久町長挨拶。

○町長（知久清志君）皆さんおはようございます。

議員各位におかれましては御当選まことにめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

また、私事ではありますが、町長就任後初めての議会でございます。今後、町政運営につきましては、諸課題等を含め一つ一つ議員の皆様と議論をさせていただきながら、議会の意向を十分に尊重した運営を心がけていきたいと存じますので、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日令和5年第2回臨時会を開催しましたところ、議員各位におかれましては、大変、御多忙にもかかわらず御出席を賜り、まことにありがとうございます。

本臨時会の提出議案につきましては、五霞町監査委員の選任同意が1件、専決処分による条例の一部改正が2件、一般会計補正予算が2件の合計5件でございます。

詳細につきましては、お手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切な議決及び承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎管理職々員紹介

○臨時議長（伊藤正子君）ありがとうございました。

管理職員自己紹介。

続いて、本日は一般選挙後初めての会議ですので、町執行部の自己紹介をお願いいたします。

副町長から順次お願いいたします。

○副町長（田神文明君）副町長の田神でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長（森田恵美子君）教育長の森田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（鳩貝浩之君）総務課長の鳩貝です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○まちづくり戦略課長（古郡健司君）まちづくり戦略課の課長の古郡と申します。よろしくお願い申し上げます。

○都市建設課長（大橋 勝君）都市建設課長の大橋です。よろしくお願い申し上げます。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）産業課長の笈沼です。よろしくお願い申し上げます。

○上下水道課長（園田和則君）上下水道課長の園田です。よろしくお願い申し上げます。

○教育次長（猪瀬英子君）教育次長の猪瀬と申します。よろしくお願い申し上げます。

○町民税務課長（山下仁司君）町民税務課長の山下と申します。よろしくお願い申し上げます。

○健康福祉課長（荒井富美子君）健康福祉課長の荒井と申します。どうぞよろしくお願いいたしますします。

○生活安全課長（曾根正明君）生活安全課長の曾根です。よろしくお願いいたしますします。

◎仮議席の指定

○臨時議長（伊藤正子君）はい、ありがとうございます。

日程第1、仮議席の指定。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

◎選挙第1号

○臨時議長（伊藤正子君）日程第2、議長の選挙。

日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票もしくは指名推選のいずれの方法にいたしますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（伊藤正子君）はい。宇野議員。

○8番（宇野進一君）8番議員の宇野です。

ただいま選挙第1号の方法について議長から問いがございました。

私は、指名推選の方法でお願いしたいと思います。

議員各位の御理解をお願いいたします。

以上です。

○臨時議長（伊藤正子君）はい、ただいま、8番議員の宇野進一議員から議長選挙の方法は指名推選によられたいとの発言がありました。

地方自治法第118条第2項の規定により、議長の選挙を指名推選と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（伊藤正子君）はい。異議なし。

全員異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

なお、指名推選による場合は、地方自治法第118条第3項の規定により議員全員の賛成を必要とします。

お諮りいたします。

被選挙人の指名方法はいかなる方法によるかお諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（伊藤正子君）はい、新井庫議員。

○6番（新井 庫君）6番議員の新井です。

被選挙人の指名につきましては、臨時議長一任としたいと思います。

それを、お諮り願いたいと思います。

よろしく願います。

○臨時議長（伊藤正子君）それでは、ただいま6番 新井庫議員から被選挙人の指名方法は臨時議長に一任との発言がありましたが、御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（伊藤正子君）はい、御異議なしと認めます。

それでは被選挙人の指名を9番 鈴木喜一郎議員にお願いいたします。

鈴木議員。

〔9番 鈴木喜一郎君 登壇〕

○9番（鈴木喜一郎君）9番議員の鈴木でございます。

ただいま臨時議長から新議長の指名推選の指名をいただきましたので、私の方から指名させていただきます。

新議長に樋下周一郎議員を指名いたしたいと思います。

樋下周一郎議員につきましては、私から申し上げるまでもなく、御承知のとおり議員生活7期、28年にわたり、第21代、第27代議長をはじめ、両常任委員長並びに、議会運営委員長など要職に御尽力をされ、さらには茨城西南広域市町村圏事務組合議会議長を務めるなど、大変なる御活動、御活躍をいただいております。

人格、識見とも議員各位をはじめ、広く町民の皆様が認めるところでございます。

どうか満場一致の御賛同をいただきますよう、私からお願いを申し上げまして、推選の御挨拶いたします。終わります。

○臨時議長（伊藤正子君）ただいま、議長に10番 樋下周一郎議員が指名されました。

お諮りいたします。

樋下周一郎議員を議長の当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（伊藤正子君）御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました、10番 樋下周一郎議員が議長に当選されました。

議長に当選されました樋下周一郎議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

樋下周一郎議員の議長当選承諾及び御挨拶を演壇でお願いいたします。

〔10番 樋下周一郎君 登壇〕

○議長（樋下周一郎君）皆さんおはようございます。

10 番議員の樋下です。

まことに僭越ではございますが、ここで議長承諾の御挨拶をさせていただきます。

ただいま、議員各位の満場一致の御推選をいただき、議長の大役を仰せつかりました。

議長という責任の重さを痛感している次第でございます。

議員皆様の御協力なくしては円滑なる議会運営がなされません。

議長職の名を汚さぬよう努力してまいる所存でございます。

執行部との関係は、よく車の両輪のごとくと言われておりますが、今後は方向性を同じくして、町の発展に全力してまいりたいと思います。

どうか議員各位のより一層の御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○臨時議長（伊藤正子君）はい。

以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。

議員各位の御協力ありがとうございました。

それでは本席を議長と交代いたします。

〔臨時議長、議長と交代〕

○議長（樋下周一郎君）今まで臨時議長さん大変御苦労さまでした。

議員各位の御協力により、これから議事をスムーズに運営できますよう、よろしく願いを申し上げます。

◎議席の指定

○議長（樋下周一郎君）それではお手元に配付の議事日程その2に従いまして、議事を進行させていただきます。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

ただいま御着席の議席を指定いたします。

各議員の議席番号と氏名を事務局に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松村聖市君）それでは、議席番号と氏名を朗読いたします。

1 番 猿橋正男議員、2 番 小野寺宗一郎議員、3 番 黛丈夫議員、4 番 山本芳秀議員、
5 番 植竹美智雄議員、6 番 新井庫議員、7 番 伊藤正子議員、8 番 宇野進一議員、9
番 鈴木喜一郎議員、10 番 樋下周一郎議員。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（樋下周一郎君）日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、3番 黛丈夫議員、8番 宇野進一議員の2名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（樋下周一郎君）次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎選挙第2号

○議長（樋下周一郎君）日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙の方法は指名推選か投票のいずれの方法といたしますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）9番 鈴木議員。

○9番（鈴木喜一郎君）9番議員の鈴木です。

副議長の選挙につきましては、選挙の方法は指名推選がよろしいかと思います。

また、指名方法は議長一任でお願いしたいと思います。

よろしくお諮りいただきたいと思います。

○議長（樋下周一郎君）ただいま副議長の選挙の方法は指名推選で指名方法については、議長一任との発言がございました。

副議長は議長の指名によって決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、副議長は議長の指名によって決定いたします。

副議長を指名いたします。

5 番 植竹美智雄議員を副議長として指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました植竹美智雄議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました植竹美智雄議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました植竹美智雄議員が議場におりますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

植竹美智雄議員の副議長当選承諾及び御挨拶を演壇でお願いをいたします。

植竹美智雄議員。

〔5 番 植竹美智雄君 登壇〕

○副議長（植竹美智雄君）5 番議員の植竹美智雄です。

ただいま副議長に選任されました。

もとより、浅学非才でございますけれども、議会運営がスムーズに行きますよう、議長を補佐して一生懸命頑張りたいと思います。

皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）ここで暫時休憩いたします。

再開を 10 時 30 分からにします。

休憩 午前 10 時 20 分

再開 午前 10 時 30 分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎選任第 1 号

○議長（樋下周一郎君）日程第 5、選任第 1 号 常任委員会委員の選任を議題といたします。

事務局から説明願います。

事務局長。

○議会事務局長（松村聖市君）それでは説明させていただきます。

選任第1号 常任委員会委員の選任について。

上のことについて、五霞町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり常任委員会委員を選任するものであります。

総務文教委員会、経済建設委員会、各5名の常任委員会委員の選任をするものであります。
よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

総務文教委員会委員に新井庫議員、植竹美智雄議員、山本芳秀議員、猿橋正男議員、そして私、樋下周一郎。

経済建設委員会委員に鈴木喜一郎議員、宇野進一議員、伊藤正子議員、黛丈夫議員、小野寺宗一郎議員。

以上のとおり指名をいたします。

よろしくお願いいたします。

会議の途中であります。ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に総務文教委員会を小委員会室、経済建設委員会を議員控室に招集いたします。

ただいま選任しました各常任委員会委員により委員会ごとに正副委員長長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

5分ぐらいでお願いしたいと思います。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時36分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開催されました。

各常任委員会委員長から自席にて正副委員長長の互選の結果について報告願います。

総務文教委員長、経済建設委員長の順にお願いをいたします。

最初に総務文教委員長の報告を願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）はい、新井議員。

○総務文教委員長（新井 庫君）総務文教委員会では総務文教委員長に不肖、私、新井庫が

委員長に選任されました。

副委員長には山本芳秀議員が選任されましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、経済建設委員長の報告をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）はい、鈴木議員。

○経済建設委員長（鈴木喜一郎君）経済建設委員会委員長でございますが、不肖、私、鈴木喜一郎が委員長に選任されました。

副委員長には伊藤正子議員が選任されましたので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

◎選任第2号

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第6、選任第2号 議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

事務局から説明願います。

事務局長。

○議会事務局長（松村聖市君）はい。それでは、説明させていただきます。

選任第2号 議会運営委員会委員の選任について。

上のことにつきまして、五霞町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり議会運営委員会委員5名を選任するものであります。

よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）説明が終わりました。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

議会運営委員会委員に鈴木喜一郎議員、宇野進一議員、新井庫議員、植竹美智雄議員、黛丈夫議員を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

会議の途中でありますが、ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を小委員会室に招集いたします。

ただいま、選任しました議会運営委員会委員は、正副委員長の互選をお願いいたします。同じく5分ぐらいでお願いしたいと思います。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時42分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催されました。

議会運営委員会委員長から自席にて正副委員長の互選の結果について報告願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）宇野議員。

○議会運営委員長（宇野進一君）議会運営委員会でございますが、不肖、私、宇野進一が委員長に選任されました。

副委員長には黛丈夫議員が選任されましたのでよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◎発議第3号の上程、説明、採決

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第7、発議第3号 広報編集特別委員会の設置を議題といたします。

本案の提出者であります、3番 黛丈夫議員の提案理由の説明を求めます。

黛丈夫議員。

〔3番 黛 丈夫君 登壇〕

○3番（黛 丈夫君）3番議員の黛です。

五霞町議会広報編集特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

町議会は町政全般にわたる重要な意思決定機関であります。

町議会の活動内容を広く町民の皆様にお知らせし、御理解と御協力が図られるよう努めなければなりません。

そのために議会広報紙は、その重要な役目を果たすべきものと判断し、五霞町議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報に関する資料の取材及び調査等を編集発行に努めるべきと考えます。

よって、委員は6名をもって構成し、また、広報発行という専門的業務をとり行う必要上、閉会中の調査活動を認めるべきであると考えます。

以上の観点から、当議会に広報編集特別委員会の設置を提案するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で、説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと

と思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第３号は直ちに採決することに決しました。

発議第３号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第５条第４項の規定により、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

広報編集特別委員会委員に植竹美智雄議員、山本芳秀議員、黛丈夫議員、小野寺宗一郎議員、猿橋正男議員、そして私、樋下周一郎を指名いたします。

よろしく願いをいたします。

会議の途中でありますが、ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に広報編集特別委員会を小委員会室に招集いたします。

ただいま選任しました広報編集特別委員会の委員は、正副委員長の互選をお願いいたします。

やはり５分ぐらいでお願いしたいと思います。

休憩 午前１０時４６分

再開 午前１０時４９分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に広報編集特別委員会が開催されました。

委員長から自席にて正副委員長の互選の結果について報告願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）小野寺議員。

○広報編集特別委員長（小野寺宗一郎君）広報編集特別委員会でございますが、不肖、私、小野寺宗一郎が委員長に選任されました。

副委員長には、黛丈夫議員が選任されましたので、よろしくお願いいたします。

◎発議第4号の上程、説明、採決

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第8、発議第4号 五霞町堤防強化事業対策特別委員会の設置を議題といたします。

本案の提出者であります、5番 植竹美智雄議員の提案理由の説明を求めます。
植竹議員。

〔5番 植竹美智雄君 登壇〕

○5番（植竹美智雄君）発議第4号 堤防強化事業対策特別委員会の設置につきまして、5番議員の植竹です。

五霞町議会堤防強化事業対策特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

現在、国土交通省は平成17年度より利根川・江戸川堤防の重要性及び現況堤防の安全性等を考慮し、堤防の信頼性を向上させるため、首都圏氾濫区域堤防強化事業を進めております。

町では、関係地権者等と国との協議を円滑に行うため、町対策協議会を立ち上げ、協議、推進を図っております。

当町議会といたしましても、堤防強化事業についての調査研究及び住民の要望等を国、県に伝える必要があります。

以上の観点に立ち、河川の信頼性を向上させるため、堤防強化事業促進また、沿線地域の住環境の整備推進を図ることを目的とし、当議会に堤防強化事業対策特別委員会の設置を提案いたすものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号は、質疑、討論を省略し直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は直ちに採決することに決しました。

発議第4号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

五霞町議会堤防強化事業対策特別委員会内規第3条の規定により、委員は議長を除く全議員となります。

会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に堤防強化事業対策特別委員会を小委員会室に招集いたします。

正副委員長の互選をお願いいたします。

やはり5分内ぐらいでお願いしたいと思います。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時49分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に堤防強化事業対策特別委員会が開催されました。

委員長から自席にて正副委員長の互選の結果について報告願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）植竹委員。

○堤防強化事業対策特別委員長（植竹美智雄君）それでは、堤防強化事業対策特別委員会委員長でございますが、不肖、私、植竹美智雄が委員長に選任されました。

副委員長には宇野進一議員が選任されましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◎選挙第3号

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第9、選挙第3号 さしま環境管理事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、さしま環境管理事務組合規約第5条第1項及び第2項の規定によりまして、議員3名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

さしま環境管理事務組合議会議員に鈴木喜一郎議員、宇野進一議員、そして、私、樋下周一郎の3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名しました、3名をさしま環境管理事務組合議会議員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました鈴木喜一郎議員、宇野進一議員、私、樋下周一郎がさしま環境管理事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選された3名が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◎選挙第4号

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第10、選挙第4号 利根川栗橋流域水防事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、利根川栗橋流域水防事務組合同規約第6条の規定によりまして、議員2名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

利根川栗橋流域水防事務組合議会議員に新井庫議員、小野寺宗一郎議員の2名を指名します。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました、2名を利根川栗橋流域水防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました新井庫議員、小野寺宗一郎議員が、利根川栗橋流域水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました2名が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

◎選挙第5号

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第11、選挙第5号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

茨城西南地方広域市町村圏事務組合同規約第5条及び第6条の規定によりまして、議員2名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

茨城西南地方広域市町村圏事務組合議会議員に植竹美智雄議員、と私、樋下周一郎の2名を指名します。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました2名を茨城西南地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました植竹美智雄議員と樋下周一郎が、茨城西南地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました2名が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

◎選挙第6号

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第12、選挙第6号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に植竹美智雄議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました植竹美智雄議員を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました植竹美智雄議員が、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました植竹美智雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第13、議案第29号 五霞町監査委員の選任同意を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、4番 山本芳秀議員の退場を求めます。

〔４番 山本芳秀君 退場〕

○議長（樋下周一郎君）町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 29 号 五霞町監査委員の選任同意について御提案申し上げます。

本議案につきましては、議会選出監査委員である伊藤正子監査委員の任期が令和 5 年 4 月 29 日に満了したことに伴い後任の監査委員について、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、山本芳秀議員の選任同意を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

それでは議案第 29 号を採決いたします。

議案第 29 号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）着席願います。起立全員です。

よって、議案第 29 号は原案のとおり同意されました。

ここで山本芳秀議員の入場を許可します。

〔４番 山本芳秀君 入場〕

○議長（樋下周一郎君）ただいま、議案第 29 号は原案とおり同意されました。

御報告申し上げます。

◎承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第 14、承認第 1 号 専決処分の承認についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）承認第 1 号につきましては、五霞町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

国は現下の経済情勢等を踏まえ、令和 5 年度の税制改正を行っております。

今回改正された地方税に係る主なものとしては、森林環境税の導入に伴う課税徴収規定の整備、軽自動車税、種別割のグリーン化特例の 3 年延長などです。

町税条例の上位法令である地方税法等の一部を改正する法律等が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、原則として令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、五霞町税条例の一部を改正する条例についても、令和 5 年 4 月 1 日施行とするため、専決処分について対応させていただいたところです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続きまして、町民税務課長の補足説明を願います。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）それでは承認第 1 号について御説明いたします。

議案書の 20 ページをお開き願います。

令和 5 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、五霞町税条例の改正が必要になったことに伴う改正でございます。

主な改正点につきましては、議案書 25 ページ以降の新旧対照表により、御説明させていただきます。

それでは 25 ページをお開き願います。

改正部分は下線で示した部分でございます。

第 34 条の 9 第 2 項では、森林環境税等の導入による改正と、これ以降、法改正に伴う文言や項ずれ等の修正を行っております。

続いて、27 ページをお開き願います。

第 38 条、個人の町民税の徴収の方法等でございます。

左側改正案の同条第 3 項では、「森林環境税は当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。」と追加しております。

これは令和 6 年度から始まる国税の森林環境税、これは町民税課税者に対して 1 人 1,000 円を賦課徴収するものでございますが、この徴収に対し、市町村へ地方自治法の法定受託事務が規定されたものでございます。

以下、第 41 条 1 項も同様でございます。

次に、36 ページをお開き願います。

第 82 条、軽自動車税、種別割の税率の改正でございます。

同条第 1 項第 1 号では、道路運送車両法の保安基準第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車とあります。

この特定小型原動機付自転車とは、いわゆる電動キックボード等のことございまして、

道路交通法の改正に合わせて令和５年７月１日から施行することを後段の附則で規定をしております。

令和５年７月１日の施行ですが、軽自動車税の賦課期日は４月１日のため、所有者に対しては、令和６年度から課税します。

続いて、４４ページをお開き願います。

附則中第１６条の軽自動車税の種別割の税率の特例でございます。

第２項において種別割の税率の規定として初回車両番号の指定を受けた期間を令和４年４月１日から令和８年３月３１日までとし、対象となる年度を当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分と規定しております。

これは低炭素社会の実現や、より環境性能のよい車両の普及を後押しする観点から、グリーン化特例適用期限を３年間延長するものでございます。

続いて、４６ページをお願いします。

左側中段の第３項及び第４項で営業用のガソリン軽自動車に限り、経過等を適用するものについて規定をしております。

最後に、４９ページをお開き願います。

附則第１条にて施行日を令和５年４月１日としております。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町税条例の一部改正でございます。

御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより承認第１号を採決いたします。

承認第１号は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）着席願います。

起立全員です。

よって、承認第１号は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第10、承認第2号 専決処分の承認についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）承認第2号につきましては、五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

先ほど御承認いただきました五霞町税条例の一部を改正する条例と同様、町条例の上位法令である地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日公布、原則として令和5年4月1日から施行されたことに伴い、五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても、令和5年4月1日の施行とするため、専決処分にて対応させていただいたところ です。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続きまして、町民税務課長の補足説明を願います。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）それでは、承認第2号について御説明いたします。

議案書の55ページをお開き願います。

令和5年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、五霞町国民健康保険税条例の改正が必要になったことに伴う改正でございます。

主な改正点につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

議案書の56ページをお開き願います。

改正部分は下線で示した部分でございます。

第2条第3項後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の20万円から22万円に引き上げる改正でございます。

以下の第21条第1項も同様でございます。

議案書57ページをお開き願います。

第21条第1項第2号では、5割軽減判定所得の基準額を現行の28万5,000円から29万円に同項第3号では2割軽減判定所得の基準額を現行の52万円から53万5,000円にそれぞれ見直す改正でございます。

以降、上位法の改正に合わせ、文言や条ずれ等の修正を行っております。

議案書65ページをお開き願います。

施行期日でございます。

第1条で、この条例は令和5年4月1日から施行し、第2条で令和4年度分までは従前の例に規定をしております。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

承認第2号は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）着席願います。

起立全員です。

よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第16、承認第3号 専決処分の承認についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）承認第3号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第1号）につきましては、4月に行われた新型コロナウイルスワクチン接種並びに接種体制の確保のため、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ352万円を追加し、総額をそれぞれ54億3,352万円としたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）続いて、総務課長の補足説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（嶋貝浩之君）承認第3号について御説明いたします。

議案書 68 ページをお願いいたします。

令和5年度五霞町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億3,352万円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

この専決処分の内容につきましては、令和4年秋に開始されました新型コロナウイルスワクチン接種対象の方で3月までに接種ができなかった小児用ワクチン等の接種費用にかかる予算でございます。

なお、接種につきましては既に4月16日に31名の方が実施済みとなっております。

73 ページをお願いいたします。

補正予算の内容について御説明をいたします。

まず、歳入でございますが、14款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金、52万9,000円の追加でございますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかる負担金の増額でございます。

同じく2項3目衛生費国庫補助金298万9,000円の追加でございますが、ワクチン接種体制確保事業に係る補助金の増額でございます。

その次、18款繰入金2項1目財政調整基金繰入金2,000円の追加につきましては、歳入調整により増額するものでございます。

続きまして、議案書74ページをお願いいたします。

歳出でございます。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費、保健衛生職員人件費につきましては、ワクチンの集団接種に従事する職員並びに事務手続に従事する職員の時間外勤務手当11万8,000円を増額するものでございます。

次の2目予防費、新型コロナワクチン接種事業につきましては、集団接種を行う医師、看護師への報償費として8万7,000円。接種券の郵送に係る役務費として42万円。

予約システム業務並びにワクチン接種の委託料として289万5,000円、それぞれを増額するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

御承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

承認第3号は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）着席願います。

起立全員です。

よって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第17、承認第4号 専決処分の承認についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）承認第4号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第2号）につきましては、5月からの新型コロナウイルスワクチン接種並びに子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る費用について、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,226万4,000円を追加し、総額をそれぞれ54億6,578万4,000円としたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）承認第4号について御説明いたします。

議案書78ページをお願いいたします。

令和5年度五霞町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,226万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億6,578万4,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

83ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、14款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金、1,581万円の追加でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかる負担金の増額でございます。

次の2項2目民生費国庫補助金408万5,000円の追加ですが、子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る事業費並びに事務費に対する補助金の増額でございます。

同じく3目衛生費国庫補助金1,236万7,000円の追加につきましては、ワクチン接種体制確保事業に係る補助金の増額でございます。

次の18款繰入金2項1目財政調整基金繰入金2,000円の追加につきましては、歳入調整による増額でございます。

続きまして、84ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款民生費2項2目児童措置費、子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、食費等物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給するものでございます。

まず、事務費として給付金の支給に係る職員の時間外勤務手当8万1,000円。

事務に必要な消耗品費4万円、郵送費や口座振替に係る役務費3万4,000円、システム委託料33万円、そして事業費として扶助費360万円。

対象の人数としましては、72名分でございます。

次に、4款衛生費につきましては、昨日、5月14日から開始しました新型コロナウイルスワクチン接種事業につきまして、65歳以上及び基礎疾患をお持ちの方を対象に実施するものでございます。

1項1目保健衛生総務費、保健衛生職員人件費につきましては、ワクチンの集団接種に従事する職員並びに事務費、事務手続に従事する職員の時間外勤務手当455万1,000円を増額するものでございます。

次に2目予防費、新型のコロナワクチン接種事業につきましては集団接種を行う医師、看護師への報償費として275万4,000円、事務にかかる消耗品や集団接種等を行う施設の光熱水費、事業費365万9,000円、接種券の郵送費や国保連合会への手数料として役務費35万9,000円。

85ページをお願いいたします。

次に委託料でございますが、ワクチン接種等の委託料1,608万1,000円、コピー機使用料77万5,000円。

それぞれを増額するものでございます。

説明については以上でございます。

御承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

承認第4号は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）着席願います。

起立全員です。

よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

◎追加議事

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

会議規則第21条の規定により、議事日程を追加し議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

それでは事務局より配付させます。

〔追加議事日程配布〕

◎閉会中の継続調査の件

○議長（樋下周一郎君）続いて、追加日程第1、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中における所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第71条の規定によりお手元に配付いたしましたとおり申し出があったものでございます。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認め、各委員会からの申し出のとおり決定をいたしました。

◎議長挨拶

○議長（樋下周一郎君）以上を持ちまして、本臨時会の全日程が終了しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会は改選後、初めての議会でありました。

長時間にわたり議員各位には慎重審議をいただき、全議案を議了いたしましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本日、五霞町議会の役職が決定し、新たな議会構成がスタートいたしました。

今後とも町民福祉の向上、町政の振興発展のため、誠心誠意努力してまいる所存でありますので、議員各位の御協力をよろしくお願いを申し上げまして、御礼の言葉といたします。

◎町長挨拶

○議長（樋下周一郎君）ここで町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

○町長（知久清志君）閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

先ほどの議長、副議長そして各常任委員等の選出がスムーズかつ円滑な中、全会一致で選任されたこと心よりお喜び申し上げます。

また、御提案させていただきました5件につきましてもそれぞれ慎重なる御審議をいただき同意並びに承認を賜りましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

執行部と議会は両輪のごとく切磋琢磨して進むことにより、よりよいまちづくりがなされていくと信じております。

皆様と今後も誠心誠意、議論を重ねていながら、諸課題等を一つ一つ解決していきたいと存じます。

今後とも御支援、御協力のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶と

させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（樋下周一郎君）これをもちまして、閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

閉会 午前11時35分